

性的客体化 sexual objectification とセックスの倫理学

江口聡

2006年3月27日
京都生命倫理研究会

*Is sex an autonomy-killing, mind-numbing,
subhuman passion?
— Yes, but only when it's good.
(Soble, 2002c)*

概要

道徳的に問題があるとされている「性的客体化・モノ化」の問題を考える。カントの『倫理学講義』に簡単に触れたあと、ヌสบアウムの議論を検討したのちに、「モノ化」の（非）道徳性には哲学的な難問があり、「ポルノや売買春は女性をモノ化するから不正だ」というように簡単に言いきれものではないこと、また、「自由な同意にもとづいているセックにはまったく問題がない」とも言い切れないことを示したい。最後にセックスの哲学・倫理学の課題について触れる。

1 「モノ化」という問題

Sexual objectification（性的客体化・物象化・モノ化）は第二波フェミニズムの中心的キーワードの一つである。売買春、ポルノ、レイプ、セクハラなどの社会的問題を論じる際には必ずといってよいほど登場する概念であるし、他にも、商業広告、美人コンテストやレースクィーン、女性の容姿容貌に対する圧力（ウルフ、1994）、社会的関係における女性の冷遇などを批判する文脈でも問題にされる。国内では90年代に「性的商品化」として盛んに議論されたが、女性のセクシュアリティがモノ化されたのちに、さらに市場で流通するという現象であって、性的モノ化の方が論理的に先行すると思われる。

ラディカルフェミニストの代表格であるC. マッキノン は次のように言う。

すべての女性は魚が水中に暮らすように性的モノ化の中に生きている。・・・すべての女性は四六時中、性的虐待の影で暮らしているのだ。(MacKinnon, 1989, p.124)

通常はこの「性的モノ化」という言葉は非難を込めた意味で使われ、だいたいのところ、女性の性的身体や性的機能がそのひとの人格全体から切り離され、単なる道具に還元されてしまう、あるいは、そのひとを代表するものとして扱われてしまうことを指す。

80年代から90年代にかけて、マッキノンとA. ドウォーキンが主導する形でポルノ規制条例が提案され、マッキノン・ドウォーキン(2002)、フェミニズム陣営を分裂させることになった。この条例では、訴訟の対象とされるべきポルノグラフィは次のように定義される。

ポルノグラフィとは、「図画およびノまたは文書を通じて、性的にあからさまな形で女性を従属され

る写実的なもの」であり、かつ次の状態の一つまたはそれ以上を含むものを言う。(a) 女性が人間性を奪われた形で、性的な対象物 (sexual objects)、物品 (things)、または商品 (commodities) として提示されている、(b) 女性が辱めや苦痛を快楽とする性的対象物として提示されている、(c) 女性が強姦、近親姦その他の性的な暴行において性的快楽を経験する性的対象物として提示されている、(d) 女性が縛られ、切りつけられ、損傷を加えられ、殴られ、または身体を傷つけられて性的対象物として提示されている、(e) 女性が性的服従、奴隷または見せ物の姿勢ないし状態で提示されている、(f) 女性の身体の部位 (膣、胸、尻を含むが、それに限定されない) が提示されており、それによって、女性はその部位に還元されてしまう場合・・・

「モノ化」がマッキノンやドウォーキンによって問題視された時点では、女性をその性的機能やセクシュアリティによってのみ評価し、男性の空想や理想を現実の女性に押しつけることを意味していたが、現在では女性を身体的・性的に魅力的とみなし、それを称賛することにまで拡張されてしまっている (ウルフ, 1994)。

たしかに、ポルノやヌード写真は見られる対象という意味で人間を客体としている。また、一般に男性がよく知らない女性に性的関心を抱く場合には、その女性に対する関心は人格全体というよりはよりも身体やその部分に向かっており、女性をモノとして見ているということがいえる^{*1}。また、買春やレイプ、あるいは大学の単位と引き換えにセックスを要求するなどといった行為は、たしかに他人を自分の欲望の満足のためのモノとして扱い使う行為だと言えそうだ。

しかしなぜ性的モノ化は不正だと考えられるのか。売買春やポルノが女性を性的にモノ化するものだとしても、もしそれが自由な同意のもとづいて自発的になされている場合にも、性的モノ化は不正だとされるのだろうか。買春、レイプ、セクハラなどが不正なのは、ひとつにはそれが暴力や弱い立場につけこんだ搾取であるという点にある。しかし、すべてのモノ化が搾取であるかどうかははっきりしない。ヌード写真モデルは他のアルバイトもできたが、モデル料金を納得してヌード写真をとられているのかもしれない、また自己表現の一部であると考えてモデルをすることもあるだろう。実際のところ、女性自身が性的モノ化 (たとえば性的に魅力的な存在としての自己提示) に積極的に参加することを望んでいるという指摘も多い。また、自由な同意のもとづいているならば、いかなる性的交渉についても自由が保証されるべきだというリバタリアンの性道徳の提唱者も少なくない。

フェミニズムにおいて問題にされるのは「性的モノ化」一般ではなく、「男性による女性の性的モノ化」(‘Man fucks woman, subject verb object’ (MacKinnon, 1989)) なのだが、今回は「性的モノ化」一般に話をしぼって議論してみたい。もちろんここで「女性の」モノ化の問題を議論しなければいったい何の意味があるのだ、と批判されるかもしれない。実際のところ、マッキノンやドウォーキンらによる「性的モノ化」批判は、セックスにおける性的モノ化一般ではなく、男性優越的社会での男女の階級のもとづいた女性の性的モノ化を問題にしている。しかし、「男性による女性のモノ化」はそれほど明白な事態ではない。Paglia (1994) や Soble (2002b) の観察が正しければ、優秀な女性セックスワーカーは男性の客を徹底的にモノ化する力を持っており、また実際にモノ化している。したがって、「女性のモノ化」の前に「性的モノ化」一般を扱っておくことには一定の価値があると思われる。

^{*1} たとえば LeMoncheck (1997) は、道行く女性を眺め、「いいケツしている」と囁し口笛を吹く労働者の行動を、性的モノ化の典型例と見ている。

2 カントの『倫理学講義』

性的モノ化は、道徳的に問題があると一般に認められているような「女性問題」の事例だけに限らない。たとえばカントは、性的欲望や性交渉そのものが人格のモノ化・モノ化を含み道徳的に問題があると考えている。よく知られているように、カントの『基礎づけ』での言命法の第二定式では次のように述べられている。

「あなたは、あなた自身の人格においてであれ他者の人格においてであれ、人間性を常に同時に目的として扱い、決して単なる手段として扱わないようにせよ。」(カント, 1979)

『基礎づけ』ではこの定式がおなじみの「嘘の禁止」「困っている人を援助する」「自殺の禁止」「才能をのばす」の四つに適用されて論じられているが、「人格を手段として用いる」ことの道徳的問題は、これに十数年先立って『コリンズ道徳哲学』(『倫理学講義』)の性道徳に関する個所でも中心的な論点とされている。

人間には他人に向けられている傾向性があるが、それも、自分が他人の労働や手数を享受できる限りではなく、自分の享楽の対象 (Objecte seines Genußens) としての他人に直接に向けられた傾向性がある。・・・性的傾向性はだそれだけを取り出してみれば、欲 (die Appetit) に他ならない。そうしてみれば、やはりそのような傾向性には人間を低劣にするものが存している。なぜなら、人間が他人の欲の対象になるやいなや、関係を人倫的にする動機がすべて脱落してしまうからである。すなわち、人間は、他人の欲の対象としては、他人の欲がそれによって鎮められる物件なのであり、誰によってもそのような物件として濫用されうる物件なのである。性的傾向性が根拠になっている場合を除いて、人間が他人の享楽の対象となるようすでに本性上決定されているなどという場合は存在しない。・・・性的傾向性は、人間が人間としての他人に向かってもつ傾向性ではなく性へと向かう傾向性であるから、この傾向性は人間性を低劣にする原理であり、他人よりも性を優先させて傾向性を満足させることによって人間性を汚す源泉である。ひとが女性に対してもつ傾向性は、人間としての女性に対するものではない。むしろ、ある男性にとって女性における人間性はどうでもよく、ただ性だけが彼の傾向性の対象なのである。

それゆえ、この場合、人間性は後ろに押しやられる。ここからは、どんな男性もどんな女性も、人間性ではなくその性に魅力を与えようと、そしてすべての行為と欲望をただ性にだけ向けようと骨折っているということが帰結する。そのとおりである場合、ひとは人間性を性のために犠牲にすることになるだろう。したがって、もしある男性が自分の傾向性を満足させようと思ひ、他方またある女性も自分の傾向性を満足させようと思っているのであれば、どちらも他方の傾向性を自分に向けて刺激し、そして両者の傾向性が互いに入り交じって、まったく人間性に向かうことなく性に向かい、一方が他方の人間性を汚すことになる。これによれば、人間性は欲望や傾向性を満足させるための道具 (ein Instrument) であることになるが、それによって人間性は汚されて動物性と同等に評価される。それゆえ、性的傾向性は人間性を、それが動物性と同等になるという危機に陥らせる。(カント, 2002, 「身体に対する義務について — 性的傾向性に関して」)

カントにとっては、性的欲望やセックスは本質的に道徳的に問題を含んだものである。すなわち、(1) 他者の使用は常に不正であり、(2) すべての性的交渉は他者の使用を含む。したがって、(3) すべての性的交渉は不正である。このような性的傾向性の満足が道徳的に行なわれるのは一夫一婦の婚姻関係においてのみであ

り^{*2}、内縁関係、買春、一夫多妻などは道徳性に反すると主張する。

3 ヌスバウムの“Objectification”論文

3.1 「モノ化」の意味

以上のようなカントの議論とラジカルフェミニストのモノ化批判の間には密接な関係がある。M. ヌスバウムは“Objectification”という非常に優れた（しかし長く複雑な）論文で、カントとラジカルフェミニストの洞察に由来する説得的な議論を提示している（Nussbaum, 1995）。興味深い議論なので若干細かく見てみる。

ヌスバウムによれば、性的モノ化という概念は、意味が曖昧 slippery なだけでなく、実は集合的 multiple な概念であり、これがフェミニズムのポルノや買春を扱った議論に混乱を引き起こしている。モノではないもの（典型的には人間あるいは人格 person）をモノとして扱うのがモノ化である。しかしヌスバウムによれば、モノでないものをモノとしてとりあつかう treating as an object には少なくとも七つの意味がある。

1. 道具性 instrumentality。ある対象をある目的のための道具として使う。
2. 自律の否定 denial of autonomy。その対象が自律的であること、自己決定能力を持つことを否定する。
3. 不活性 inertness。行為者性 agency や自発的活動性 activity を認めない。
4. 代替可能性 fungibility。(a) 同じタイプの別のもの、あるいは(b) 別のタイプのもの、と交換可能であるとみなす。
5. 侵犯許容性 violability。それが境界をもった統一性 boundary-integrity を持たない、したがって壊したり、侵入してもよいものとみなす。
6. 所有 ownership。他者によってなんらかのしかたで所有され、売買できるものとみなす。
7. 主観の否定 denial of subjectivity。主観的経験の無視、軽視。主観的な経験や感情を考慮する必要がないと考える。

この七つの意味はそれぞれ独立の概念内容であって、すべての物品が上の特徴のすべてをそなえているわけではない。また、これらの間に論理的な意味上の関係があるわけではない。

たとえば、たしかにたいいていの物品は自律的でなく、その主観的経験を（道徳的に）考慮に入れる必要はないかもしれない。しかし、すべての物品がなんらかの道具として使うことができるかは明確ではない。また、あきらかに代替可能ではない物品もある（ex. モネの絵画）。侵犯許容性ももっていないモノ（ex. 同じくモネの絵画）もある。物品だが一定の意味では自発的だと認められる物品もある（ex. コンピュータ）。また、物品は誰かによって所有されることが多いが、通常の意味では所有されえない物品（ex. 富士山や月）もある。

3.2 道具性

さて、「見る」、「触る」など、われわれがモノに対して行なう典型的な行動がある。しかしそれを人格に適用しただけでは「モノ化」とは言われ^{*3}ない。では「人格をモノ化する」というときに問題になるのは、上のどの意味だろうか。

ふつうもっとも注目されるのは、自律性である。というのは、上のリストのなかで、ひと以外の存在者（無

^{*2} この結婚が道徳的な性関係を可能にするという提案の根拠は難解で、その解釈には今回は触れることができない

^{*3} したがって、ヌスバウムにとっては「見る／見られる」関係のような認識や行為の主体／客体関係一般が問題であるわけではない。別の立場についてはサルトル（1999, 第3部第3章）参照

生物やたんなる動物)が自律的であると考えるのが最も困難に見えるからである。また一見したところ、ある存在者が自律的であるならば、その存在者は自発的であり、所有されえず、主観的経験を尊重されねばならないということが論理的に含意されているように見える。しかし、自律的な存在者に対しても、(自律的な)乱交的關係に見られるように、自律的な存在者を代替可能と扱うことは可能かもしれないし、同意の上でのサドマゾヒスティックな關係のように、身体に対する侵犯が許されるかもしれない。

一方で、道具性が道徳的問題の核心であるようにも見える。ヌスパウムの解釈では、「道具として使用する」ことは、他の六つの「モノ化」が否定されても可能である。われわれは自律的な存在者、自発的な存在者、代替不可能な存在者、所有不可能な存在者、侵犯すべきでない存在者、主観的経験を持つ存在者を、どれも道具として使用することがある。

この問題を分析する手がかりとして、三種類の社会關係を見てみる。

親子關係を見ると、われわれは小さな子どもを自律的でないとみなし、子どもの意志に反してさまざまな干渉を行なうが、だからといってそれが子どもをモノ化しているとは言われない。また親子關係はある種の所有關係を含んでいるように見える。一方、子どもが身体的統一性をもたず、侵犯可能なものものとみなすことはできない。また子どもが行為者性を欠いているとみることもできない。子どもを道具として使ってよいか、感情をどの程度考慮すべきか、代替可能かという点については文化によって大きく違うかもしれないが、少なくとも現代の先進国では、子どもを他の目的のための道具として使ったり、感情を無視したり、代替可能とみなすことは道徳的に問題があるとみなされており、「モノ化」と言えるかもしれない。

次に資本家と労働者の關係を見てみる。マルクス主義^{*4}の解釈では、資本制のもとで労働者はモノ化(物象化)されている。労働者の自律性の否定、道具化、主観性の否定がマルクスの資本制批判のポイントである。またこの批判によれば、労働者は他の労働者、あるいは機械と代替可能なものとして扱われる。ただし、労働者の行為者性は保持されている。(少なくとも名目上は)労働者の身体が侵害可能だとも思われていないが、実際には労働者に対する精神的な侵害は頻繁に生じる。労働者は文字通りの意味では所有されていないが、ある種の所有關係がある。

最後に奴隷制を見る。奴隷制とは人間を文字通り所有することであり、この形態の「所有」は、奴隷の自律性の否定と、奴隷を単なる道具としての使用を含んでいる。人間を売買できるものとして扱うことそのものが、すでに人間を自分の目的のための道具として使うことを含んでいる。たしかに奴隷には行為者性があるが、ある役割を果すかぎり代替可能である。道具として使うことから、それを壊してもかまわないという感覚が生みだされる。またいったん自律性を否定してしまえば、奴隷に対するレイプや暴行がなぜ不正であるかは理解しにくくなる。主観的経験を無視してもよいということが論理的に帰結するわけではないが、それを無視しがちになる。

図1 ヌスパウムの意をとって表を作ってみる

	子ども	労働者	奴隷
道具である	×		
自律的でない			
自発性でない	×	×	×
代替可能	×		
侵犯してもよい	×	×	
所有可			
主観を無視される			

*4 ラディカルフェミニズムとマルクス主義の間には密接な類似關係がある。マッキノン(1989)は、「セクシュアリティとフェミニズムの關係は、労働とマルクス主義の關係に等しい。それはもっとも自分自身のものであるにもかかわらず、もっとも奪いとられているものである。(MacKinnon, 1989, p.3)。」と云う。

ちなみに国内では森田(1997)がマルクス主義的觀點からの女性のモノ化の問題を論じているが、商品化の問題とモノ化の問題を混同してしまっているように見える。女性の客体化は資本制以外の文脈でも起こりうる。この混同は「性の商品化」を論じた際に国内のかなり多くの論者が犯している混同に見える。たとえば赤川(1997)や加藤(1998)

この三つの事例を見ると、「モノ化」の問題の中心は
道具化であって、これが他の道徳的に問題のあるモノ化の意味に通じているように見える。

この例（奴隷制）から示されるのは次のことである。人格のある種の道具的使用は、人格としての人格が持つべき自律性を否定し、また人間から人間性を剥奪する。そして、モノ化する主体の目には、もしそれが彼らの意志と目的に適すると思われるなら、彼/彼女らがまた他の種類の濫用—主観性の否定に含まれる想像力の否定、代替可能性に含まれる個人性の否定、身体的・精神的な虐待など、—の格好の獲物と見える。ここでの教訓は、人間の道具化には特に問題の多い何かが存在している—人間としての人間に根本的なものを否定することを含む何か、つまり、目的それ自体であるという地位の否定である。この否定から、ここからそれに論理的に含意されるわけではない他の形態のモノ化が帰結するよう
に思われる。(Nussbaum, 2002, p.393)

要するに、カントと同様に、ヌスバウムの分析でも人格の手段化・道具化が主要な問題であり、他の意味での「モノ化」の種類の道徳的に問題があると見える側面は、道具化と概念的な関係をもっているのではなく、心理的な関係をもつものである。

3.3 人間関係の文脈

上では道具化が問題の核心であるとされたが、必ずしもすべての道具化が道徳的に問題があるわけではない。

もしわたしが恋人とベッドに寝ていて、彼のお腹を枕として使ったとしても、それが彼の同意のもとで（あるいは、彼が寝ているとしたら、それをいやがらないだろうという合理的な信念のもとで）、特に苦痛を与えることなく行なわれ、彼が一般にひとつの枕以上のものとして扱われているという関係の文脈の上で行なわれているのであれば、特にこのことに有害なものはない。このことが示唆するのは、問題なのは道具化そのものではなく、誰かを第一義的に、あるいは単に道具（たとえば、枕として）として扱うことだということである。このようにして、関係の全体的な文脈が根本的なものになる。(Nussbaum, 2002, p.394. 強調江口。)

また、われわれはたしかに自分がある意味でモノ化されることを望む文脈がある。

たとえば、就職の面接に行く女性に対して、男性が「わざわざ足を運ばなくても、君の写真を送るだけでOKさ、ベイビー」と言ったとする。これは文脈によっては悪しき女性のモノ化であり、女性を容貌に還元してしまう行為かもしれないが、親しい間がらであれば、このような発言は女性の容貌を賛美している行為でもあり、それを女性がそれを喜ぶこともあるだろう。したがって、ラディカルフェミニストたちはこのような文脈に鈍感であったかもしれないという。

3.4 ローレンスのワンダフルなモノ化

また、モノ化が「ワンダフル」である局面も存在する。

『チャタレイ夫人の恋人』でのコーニーとオリバーの関係は「すばらしい」性的モノ化の一例である。ヌスバウムの読みでは、D. H. ローレンスの文学作品の主張は、自律や主観性の放棄が時にはすばらしいものかもしれないということにある。セクシュアリティの力が真正に経験されるのは、まさに参加者が意識的な選

扱、自己意識や思考あるいは自律を放棄し、自然の力にしたがってモノとなるときでかもしれない。

『チャタレイ夫人の恋人』^{*5}では、主人公コニーとオリバーは互いに、肉体さらには性器にまで還元される^{*6}が、それが道具化を離れ、心理的に健康で道徳的に健全な関係（シンメトリカルでほぼ平等な関係）の内部で行なわれている限り問題がない。

ローレンスは一種の性的モノ化を提示している。ある種の性行為における自律の放棄がまさに自己を全体的で完全なものにするために使われるエネルギーを解放しうるかを示している。

ヌスバウムによれば、セックスを行なっている時点では自律や主観性に対する配慮が欠けているとしても、これには他の時点でのパートナーの主観性に対する配慮がともないうる。全体として相手の自律に対する配慮と敬意があるコンテキストであれば、一次的なモノ化には道徳的に不正なものはない。(p.401)

自律の否定と主観性の否定は、大人同士の関係全体を通して持続的ならば問題があるが、相互の配慮によって特徴づけられるような関係のなかでのいくつかのフェーズとしてならば、まったく問題がない、あるいはすばらしいものでありうる。(p.411)

こういうわけで、ヌスバウムにとって、カントが身体的部分に人間を還元することは常に人間性の否定であると主張したことはまちがっている。

3.5 『プレイボーイ』の有害なモノ化

しかしこれに対して、『プレイボーイ』のピンナップの視線は道徳的に問題がある。ヌスバウムが典型的な『プレイボーイ』的女性描写と見るのは次のようなものである。

女優のニコレット・シェルダンがテニスをしている写真。スカートがまくれあがり、黒いパンティが見えている。「オレたちがテニスが好きで理由」というキャプション。

ヌスバウムは、『プレイボーイ』は「この女がどんな女で、なにをしようとも、性的な快楽の対象なのだ」というメッセージを伝えているという。このような視点は、女性をその人格・出自・内面性から切りはなし、快楽のための手段としてのみ扱っており、道徳的に問題のある「モノ化」の典型である。『プレイボーイ』はパートナーを代替可能で商品化されるものとして描いており、自己表現や感情から切り離してしまう。女性が一方的にモノ化されている。また女優やスポーツ選手などのより「高い」地位にいる女性のモノ化が好まれるのは、あたかもスポーツカーと同じ扱いを受け、男性の地位や性的能力に対する賞品として提示されているからだと解釈される^{*7*}^{*8}。ヌスバウムはこれらはまったくのモノ化であり、道徳的に問題があると考ええる。

3.6 ここまでのまとめ

ヌスバウムによれば、モノ化で最も問題なのは人格の道具化 instrumentalization である。こう解釈したとき、カントやラディカルフェミニストの批判は基本線として正しい。人格を他の目的のためにのみ使用するこ

^{*5} どうでもよいことだが、江口の好みではローレンスは古すぎる。モラビアの『黒いマントの女』あたりを使いたい。

^{*6} さらに性器に名前をつけて呼んだりする。John Thomas と Lady Jane. Soble は “sexual personification” と呼んで滑稽な文章を書いている。(Soble, 2006)

^{*7} 国内だったらオリンピック選手や女子アナウンサーの「パンチラ」などが高い価値があるとされているのは明白だと思われる。

^{*8} 男性が実際にはポルノをどう使っているかについては Soble (2002b) が非常におもしろく説得力があるが、今回は触れられない。

とは常に道徳的に問題があり、またこれは自律の否定、主観性の否定、境界の侵犯などに密接に結びつきやすい。一方でモノ化の他の側面は常に道徳的に問題があるとはいえないし、場合によってはワンダフルである。自律の否定と主観性の否定は大人同士の相互に配慮しあう関係の一局面としては許されるかもしれない。他人を受動的、非自発的なものとして扱うことも許されるかもしれない。感情的な侵入や身体的な侵入は性的生活の価値ある部分かもしれない。代替可能として扱うことは商品化され道具として利用される場合は疑わしい、ということになる。

4 ヌスバウムの議論の検討

ヌスバウムの論文は緻密で直観的に非常に強い説得力があり、政治的にも正しく、性的モノ化についての模範的な分析であると言えそうだ。しかしいくつかの本質的な問題があるように見える。

4.1 なぜセックスは特別か

Primoratz (1999) などのようなりバタリアンの立場に立つ論者は、性的な活動は他の人間的協働的活動と変わるところがなく、したがって他の活動や交渉と同じ道徳性の基準（つまりインフォームドコンセント要件）に従うべきだと主張している。

実際、たとえばセックスはマッサージとどこが違うのかを説明するのはなかなか難しいように見える。ヌスバウムはなぜ性的な活動が特別に「相互の尊敬と配慮」を必要とするかの説明をする必要があると思われるが、“Objectification” 論文では見あたらない。

ここでカントに戻ってみる。カントにとってセックスが特別なのは、それが「享楽の対象としての他者に直接に向けられている」からである。先に引用で省略した部分でカントは次のように述べている。

人間は確かに他人を自分に奉仕する道具として使用できるし、他人の両手・両足を自分に奉仕するものとして用いることができるが、それはその他人の自由な選択意志をもってこそ可能なのである。他方、われわれは、性的傾向性による以外に人間が他人の享楽の対象になりうるとはまったく思わない^{*9}。

おそらく、カントが言おうとしているのは、マッサージ師にマッサージしてもらうためには彼（女）が意志によって自発的に手を動かさなければならないが、セックスは相手にその意志がなくても性器を使用することができる、ということだろう。カントは買春や内縁関係は不道徳だとするが、通常の雇用関係の正当性を認めるのだから、「直接の使用」「享楽の対象」がカントにとってセックスと他の実践を区別するポイントであり、単なる労働雇用関係と性的関係を区別するものなのだろう。

しかしこれは私にはあまりにも性器中心的な（男性的な？）セックス観に見える。人々は性器があればそれでよいのだろうか？「正常」なセックスのパラダイムケースとして、自分の性的興奮によって相手の性的興奮を引き起こし、またそれによって性的興奮を得るという形のものを想定するネーゲル (1989) は、カントのような見方をなんらかの意味で倒錯的であるとみなすのではないかと思われる。（ただし、このネーゲルの正常 / 倒錯の分析は、道徳的な違いではない。）

一方ヌスバウムは、「他の人と関係する最も強烈な方法はセックスによる（ノージック, 1993, p.96）」と主張することもできるかもしれない。しかしこれは一般にそうだというだけで、言いすぎだろう。結婚前に共同で哲学的な著作をものにしようとしていたミルとハリエット・テイラー、150局以上の将棋を対局している羽

^{*9} カントが他人を「直接に享楽」するもうひとつの例外的な事例と考えているのは、カニバリズムである。

生と谷川らは、おそらくふつうの夫婦より互いをよく知っているだろうし、戦場で同じ隊に所属している二等兵たちはより親密かもしれない。

4.2 道具性だけが問題か？

先にあげたヌスパウムの枕の例を次のように書きかえてみる。

もしわたしが恋人とベッドに寝ていて、彼のペニスを自分の性的満足のために使ったとしても、それが彼の同意のもとで（あるいは、彼が寝ているとしたら、それをいやがらない doesn't mind だろうという合理的な信念のもとで）特に苦痛を与えることなく行なわれ、彼が通常は一本のペニス以上のものとして扱われているという関係の文脈の上で行なわれているのであれば、特にこのことに有害なものはない。このことが示唆するのは、問題なのは道具化そのものではなく、誰かを第一義的に、あるいは単に道具（たとえば、ペニスとして）として扱うことだということである。このようにして、関係の全体的なコンテキストが根本的なものになる^{*10}。

ヌスパウムは上の例を、道具化が常に問題であるわけではなく、まず第一に、あるいは単に道具として使うことが問題なのだという主張のために用いているわけだが、私の直観ではこの書き換えはなにか重大な変更をもたらしているように見える^{*11}。

Goldman (1977) や Hampton (1999) は、セックスの道徳性について親密な関係や尊敬などを要求しないという点で、ヌスパウムより弱い基準を主張するのだが、彼らは同意に加えて相互の快楽の実現、少なくともその実現を企図を要求する。

たとえば Alan Goldman は次のように言う。

「たとえそれがその本質からして他者を「モノ化」する行為であっても、相手の欲望に応じて自分も性的客体となり、快楽を与えることによって、あるいはその行為の快楽が相互であることを保証することによって、ひとはそのパートナーを要求と欲望 (demand and desire) をもった主体と認めることになる。」 (Goldman, 1977, p.51)

彼によれば、セックスに快楽以外の外的な目的（それが「愛」や親密さであれ）を持ちこむことこそ道徳的に問題があることになる。

4.3 セックスにおける平等

先の客とマッサージ師の関係は、シンメトリカルではないという意味で不平等かもしれないが、セックスにおけるシンメトリカルとはどういうことかもはっきりしない。

ヌスパウムの観点では、多くの男性が少なくとも密かに望んでいると言われ、またゲイ社会でよく見られるとされる不特定多数との行きずりのセックス casual sex は道徳的に非難されることになると思われる。売買春や行きずりのセックスにおいては、相手を十分に知らないままにセックスが行なわれるわけだが、仮に双方（あるいはグループ）に完全な同意があったとしても、それが不正であるとされるのはなぜかをヌスパウムは十分に説明できるだろうか。実際のところ、ヌスパウム自身が論考のなかで最も悩んでいるように見えるの

^{*10} この書き換えは Soble (2002c) のものだが、論点は江口のものである。

^{*11} 男女を逆にしてみればよりはっきりすると思う。

が、ゲイ社会での乱交的性的関係である。

ゲイやレズビアンは平等でデモクラティックな関係であると主張されてきた^{*12}。ヌスバウムが題材として選んだホリングハーストの小説 *The Swimming-Pool Library* では、ゲイたちはシャワールームでの乱交的 casual sex のなかで、相手を互いにモノ化し単なる多様な快樂の手段としてしまう^{*13}。ここに道徳的問題があるだろうか？

というのは、相手との物語的歴史がないとしたら、欲望はどのようにして偶然的なもの以外に関心を払うことができるだろうか。またひとが単に自分の状態のための道具として他人の体を使用する以上のことをどうしてできるだろうか。(Nussbaum, 2002, p. 409)

セックスを匿名的に (in the anonymous spirit) 行なうとしたら、その相手を尊敬と配慮をもって扱うことができるだろうか。(Nussbaum, 2002, p.409-10)

ヌスバウムはこの問いに対して明確に答えないが、そこには道徳的懸念 worries が存在すると示唆する。

人間の道具的な扱い、人間を他の目的のための道具として扱うことは、常に道徳的問題を含む。それがもし人間性に対するより大きなコンテキストのなかで起こるのでなければ、これはまさに道徳的に反対すべき中心的な形態である。(Nussbaum, 2002, p.411)

4.4 「すばらしい」モノ化の文脈となるべき関係とは？

ヌスバウムの「相互の尊敬と配慮」をともなった関係というものは具体的にどのようなものであるかがはっきりしない。職業的な関係においても、しばしば相互の尊敬と配慮が成立しうる。肩こりが激しい人と、彼女が出張先で一泊したホテルで会ったマッサージ師の間にも相互の尊敬と配慮は成立するかもしれない。

しかしおそらくこれはヌスバウムの言う「相互の尊敬と配慮」の関係ではないだろう。先の引用で見たように、ヌスバウムの「尊敬と配慮と平等」が成りたつためには、相手の内面や個人史についてのいくぶんの知識が必要であるように思われる。

しかしどの程度の持続的な関係を保ち、どの程度の情報を知りあえば道徳的にヌスバウムが許容されると考えるような「相互の尊敬と配慮」にもとづいた関係が持てるかはわかりにくい。

もちろん、私自身はヌスバウムの立場に直観的には賛成したいところだが、少なくとも現実のひとつの性 / 「恋愛」行動とはかけはなれてしまっているように見える。

さらに困ったことに、ヌスバウムの観点からは、交際のはじまりの時点で性関係を持つことは不正であるということになりそうである。しかし実際には、性関係を持つことがお互いをよく知りあうための手段そのものであるのが実状かもしれない。ある種の人々にとっては、親密さから性的関係をもつというよりは、性的関係が互いのついでに人格的知識と親密さを作ると言えるかもしれない性関係をもってから、どのような関係をもつかを判断するという人びとも少なくないだろう。

前に見たようにヌスバウムは、一時的なモノ化はより長い相互の自律を尊重するような関係の一局面としてならば道徳的に問題がないと主張するわけだが、いったん関係をもち、それ以上交際を深めるのをやめる、という（おそらくよくある）ケースでは事後的にその行為が不正なことになるというのは奇妙である。

^{*12} ヌスバウムは平等で複婚的なゲイ社会を称揚する Mohr (1992) などを参照しているが、未読。

^{*13} ヌスバウムはホリングハーストがペニスのサイズや職業の多様性を云々していることを非常に気にしている。 マッチョな多様性への欲望

このように見てくると、ヌスバウムの「ワンダフル」だとして推奨する種類の「モノ化」は、単なるヌスバウム自身の道徳的選好、あるいは彼女の（女性に典型的な）性的な選好の表明にすぎないのではないかという疑念も出てくる^{*14}。

4.5 合法性と有徳性

ちなみにヌスバウムは3年後の論文“Wheter from Reason or Prejudice: Taking Money for Bodily Searvice”では売買春は道徳的にも法的にも問題がないとして擁護している^{*15}。これが“Objectification”論文の立場と矛盾しないとは思われない。

深い人格的な理解を伴わないセックスは常に不道徳だろうか？人々が多様な性の経験をしていることを考慮すれば、自分自身の経験を用いてこの問いに肯定的に答えるのは差し出がましく僭越であると思える。(Nussbaum, 1999, p.292)

ひとつの整合的な解釈は、ヌスバウムの「モノ化」論文は、(1) 両者の自由な同意によるモノ化は道徳的に問題がなく（義務に反しない）(2) 相互の尊敬 etc を伴ったモノ化はすばらしいことがある（有徳）という二つの主張を行なっているとみなすことだろう。Soble (2002c) はそういう解釈をとっているが、十分なテキストの裏付けがあるかは疑問である。

ここでヌスバウムの主張を弱め、相互の尊敬や配慮にささえられた平等な持続的關係でのセックスという理想はより望ましいにすぎず、双方の自由な同意 (voluntary informed consent) にもとづくものであれば不道徳ではない、というものだと考えてみる。これは実質的に多くのリバタリアンが取る立場である。(Mappes (2002) や Primoratz (1999))

しかしこの立場でさえ問題を含んでいることを指摘しておく。

たとえば Mappes (2002) は、相手を単なる手段として扱うことは道徳的に問題があるが、情報にもとづいた同意にもとづくものセックスなら他人を「単なる」手段として扱うことにはならず、道徳的な問題はないと考える。

しかし、なにが同意を構成するか、なにをもって騙しとみなすかは非常に難しい。インフォームドコンセントのためには、その判断にとって重要な情報を与え入手する必要があるわけだが、性的な関係を結ぶにあたってあらかじめなにが重要な情報であるかはよくわからないかもしれない^{*16}。特にわれわれはパートナーを探す際にはさまざまな嘘やごまかしを行なうのが常である（化粧する、豊胸パッドを入れる、ほらを吹く、弱点を話さない、その他の時に自分の感情を隠し騙すトリック）ことをふりかえれば、リバタリアン的な基準によっても我々はほとんどいつも他人を自分の欲望の満足のための手段として扱っており、したがって不正なことをしていることになるかもしれない。

5 セックスの哲学・倫理学に向けて

国内では性や「ジェンダー」の問題は、主として社会学者や法学者、あるいは文学研究者によって行なわれてきたため、優秀な研究も多いものの、哲学的な点で食いつたりないように感じられる。

^{*14} もしそれがヌスバウムの選好にすぎないのであれば、『プレイボーイ』的選好も非難することはより難しくなるだろう。

^{*15} どちらも Nussbaum (1999) に収録されている。

^{*16} ソーブルは、ペニスのサイズについての情報をあらかじめ与えるべきか気にしている。

彼らが行なっている議論の大半は、(1) 性道徳の記述的歴史学、(2) 男女間・ジェンダー間の権力関係の分析あるいは政治学、(3) ポルノや売買春、あるいは労働や性役割分担をめぐる社会的・法的な制度にかかわる政治・法哲学などである。

特に社会学者によってなされている議論の多くは、性的な規範を歴史的に偶然な所与とみなすか、あるいは少なくとも正当化の根拠を欠いており、恣意的な変更の余地があるものとみなす傾向があり、規範の正当化に直接踏み込むことがない点で哲学的・倫理的な分析が欠け、直観的な判断に頼っているのが難点であるように見える。(たとえば瀬地山(2001)、牟田(2001)、赤川(1999)、加藤(1998))

特に「セクシャリティ」あるいは性的欲望の概念的分析^{*17}と、セックスにまつわる各種規範の考察は哲学者が積極的に取り組むべき対象のはずである。

このような状況で哲学研究者が貢献できる領域は大きいように見える。国内で紹介されているセックスの「哲学」と呼ばれるものはフーコーやラカン、デリダなどのフランス系の思想家^{*18}のものしかなく、分析系の伝統に根差したものを紹介する必要がある。今回紹介したように、英米圏での哲学系雑誌にも80年代以降掲載された論文は多数あり、かなりの成果が出ている^{*19}。

また伝統的な哲学者の著作から汲み出せるものも多いはず。たとえば、まず、この文脈で強い影響力を持っているカントの再検討がぜひ必要であるし、ヒュームやルソー、キェルケゴールやショーペンハルエル、サルトル、シェーラー、などもう一度掘り返してみるべき源泉は多いと思われる。

参考文献

- Goldman, Alan (1977) "Plain Sex", in Alan Soble ed. *Philosophy and Sex*: Rowman & Littlefield, 4th edition.
- Hampton, Jean (1999) "Defining Wrong and Defining Rape", in *A Most Detestable Crime*: Oxford University Press.
- カント, I. (1979) 「人倫の形而上学の基礎づけ」, 野田又夫(編)『カント』, 中央公論社.
- カント(2002)『コリンズ道徳哲学』, 『カント全集 20』, 岩波書店. 御子柴善之訳.
- LeMoncheck, Linda (1997) "What is Wrong with Treating Women as Sex Objects?", in Alan Soble ed. *Sex, Love, and Friendship*: Rodopi.
- MacKinnon, Catharine A. (1989) *Toward a Feminist Theory of the State*: Harvard University Press.
- マッキノン, C.・A. ドウオーキン(2002)『ポルノグラフィと性差別』, 青木書店.
- Mappes, Thomas A. (2002) "Sexual Morality and the Concept of Using Another Person", in Alan Soble ed. *The Philosophy of Sex*: Rowman & Littlefield, 4th edition.
- Mohr, Richard D. (1992) *Gay Ideas: Outing and Other Controversies*: Beacon Press.
- ネーゲル, T. (1989) 「性的倒錯」, 『コウモリであるとはどのようなことか』, 勁草書房.
- ノージック, R. (1993) 「性」, 『生のなかの螺旋』, 青土社. 井上章子訳.
- Nussbaum, Martha C. (1995) "Objectification", *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 24, No. 4. Reprinted in Soble (2002a).

^{*17} たとえば私には現在のセックスに関する議論は身体的「快楽」に偏りすぎているように見える。われわれは本当に快楽を求めてセックスを意図するのだろうか？むしろ、ジョセフ・バトラーのように、欲望の満足を快楽を生むと考えるべきなのではないか。セックスに快楽ではなく苦痛が伴う場合、ひとはそれを望まないだろうか？性的欲望にはそもそも支配や屈服という観念が含まれているのではないかと。

^{*18} だいたいこれらのひとは狭い意味では伝統的な哲学者の系列に入らない。

^{*19} 江口が入手した文献リストは <http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/~eguchi/bib/> 以下

- (1999) *Sex and Social Justice*: Oxford University Press.
- (2002) “Objectification”, in Alan Soble ed. *Philosophy of Sex*: Rowman & Littlefield, 4th edition.
- Paglia, Camille (1994) *Vamps & Tramps*: Vintage Books.
- Primoratz, Igor (1999) *Ethics and Sex*: Routledge.
- サルトル, J.-P. (1999) 『存在と無』, 人文書院・松波信三郎訳.
- Soble, Alan ed. (2002a) *The Philosophy of Sex: Contemporary Readings*: Rowman & Littlefield, 4th edition.
- Soble, Alan (2002b) *Pornography, Sex and Feminism*: Prometheus Books.
- (2002c) “Sexual Use and What to Do about it: Internalist and Externalist Sexual Ethics”, in Alan Soble ed. *Philosophy of Sex*: Rowman & Littlefield, 4th edition.
- (2006) “Sexual Personification”, in Alan Soble ed. *Sex from Plato to Paglia*: Greenwood Press.
- ウルフ, N. (1994) 『美の陰謀：女たちの見えない敵』, TBS ブリタニカ・曾田和子訳.
- 赤川学 (1997) 「ジェンダー・セクシュアリティ・主体性」, 大庭健・鐘ヶ江晴彦・長谷川真理子・山崎 カヲル・山崎勉 (編) 『シリーズ【性を問う】2 性差』, 専修大学出版局.
- (1999) 『セクシュアリティの歴史社会学』, 勁草書房.
- 加藤秀一 (1998) 『性現象論：差異とセクシュアリティの社会学』, 勁草書房.
- 瀬地山角 (2001) 『お笑いジェンダー論』, 勁草書房.
- 牟田和恵 (2001) 『実践するフェミニズム』, 岩波書店.
- 森田成也 (1997) 『資本主義と性差別：ジェンダーの公正をめざして』, 青木書店.